

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年4月22日提出

市川市長 大久保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する等の法律等が平成28年4月1日から施行されることに伴い、固定資産税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成28年3月31日

市川市長 大久保 博

市川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 20 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 56 条中「又は 第 12 号 の固定資産」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。第 59 条において同じ。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第 59 条中「又は第 12 号」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号」に改める。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「第 15 条第 2 項第 6 号」を「第 15 条第 2 項第 7 号」に改める。

附則第 10 条の 3 第 9 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 10 条の 3 第 9 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後

に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）第１条の規定による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第１０項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。